

～「新・担い手3法」について～

令和元年6月、建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、新・担い手3法として品確法と建設業法・入契法を一体として改正（※）が行われました。

これについて、概要を以下のとおりお知らせします。なお、詳しくは国土交通省ウェブサイト等をご覧ください。

※担い手3法（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

【改正の背景】

平成26年に、品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定されました（「担い手3法」）。この「担い手3法」の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、5年間で様々な成果が見られました。

一方で、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題も存在します。

今回、新たな課題に対応し、5年間の成果をさらに充実するため、「新・担い手3法」として、再び品確法と建設業法・入契法が改正されました。

働き方改革の推進

<品確法>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間、天候等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

<建設業法・入契法>

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

<品確法>

- 発注者・受注者の責務
 - ・情報通信技術の活用等による生産性向上

<建設業法>

- 技術者に関する規制の合理化
 - ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
 - ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応の充実強化、持続可能な事業環境の確保

<品確法>

- 発注者の責務
 - ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な入札・契約方式の選択
 - ・災害協定の締結、発注者間の連携
 - ・労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映や、災害時の見積り徴収の活用

<建設業法>

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
 - ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
 - ・経営管理責任者に関する規制を合理化
 - ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

調査・設計の品質確保

<品確法>

- 調査・設計の品質確保
 - ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

※ 建設業法及び入契法は、令和元年6月5日成立、同月12日公布、一部の規程を除き公布の日から起算して一年六月を超えない範囲において政令で定める日から施行

※ 品確法は、令和元年6月7日成立、同月14日公布、同日施行
なお、同法に関する「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」は、年内を目処に改定の上、令和2年度から運用開始予定とされている。